

新 旧 対 照 表

第2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係 （雑損失の繰越控除及び所得控除の順序） 31・32共－4 ・・・・、⑧上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>、⑨<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額、⑩<u>上場株式等</u>に係る譲渡所得等の金額、⑪先物取引に係る雑所得等の金額、⑫山林所得金額又は⑬退職所得金額の計算上順次控除（⑤から⑪までにおいては適用税率の高いものから順次控除）するものとする。ただし、長期譲渡所得の金額、上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>、<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額、<u>上場株式等</u>に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得等の金額の間において、・・・。 ・・・。 （注）1 ・・・。 2 ・・・。 3 ・・・。 4 ・・・。 5 ・・・。 措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等 等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （「公共施設」の意義） 31の2－12 措置法規則第13条の3 <u>第7項</u>に規定する「都市計画法第4条第14項に規定する公共施設」とは、・・・。	措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係 （雑損失の繰越控除及び所得控除の順序） 31・32共－4 ・・・・、⑧上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額、⑨<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額、⑩先物取引に係る雑所得等の金額、⑪山林所得金額又は⑫退職所得金額の計算上順次控除（⑤から⑩までにおいては適用税率の高いものから順次控除）するものとする。ただし、長期譲渡所得の金額、上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額、<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得等の金額の間において、・・・。 ・・・。 （注）1 ・・・。 2 ・・・。 3 ・・・。 4 ・・・。 5 ・・・。 措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地 等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （「公共施設」の意義） 31の2－12 措置法規則第13条の3 <u>第6項</u>に規定する「都市計画法第4条第14項に規定する公共施設」とは、・・・。

改 正 後	改 正 前
（国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合） 31の2-26 措置法規則第13条の3 <u>第9項</u>第1号イ(1)に規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、・・・・・・。したがって、<u>同項</u>の許可の内容と異なる事項を約した売買契約に基づいて買い取られた土地等に係る譲渡所得については、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3 <u>第9項</u>第1号イ(1)に規定する書類の添付がある場合であっても、・・・・・・。 （国土利用計画法の届出をして買い取られる場合） 31の2-27 措置法規則第13条の3 <u>第9項</u>第1号イ(2)に規定する「国土利用計画法第27条の4第1項（同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、・・・・・・、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3 <u>第9項</u>第1号イ(2)に規定する書類の添付がある場合であっても、・・・・・・。 (1) ・・・・・・ (2) ・・・・・・ （「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定） 31の2-28 ・・・・・・又は同項第15号若しくは第16号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3 <u>第11項</u>第2号の規定により税務署長に提出した事業概要書等により行うことに留意する。・・・・・・。 (注) ・・・・・・。 （証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の特例の適用） 31の2-30 ・・・・・・、確定申告書（所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）に措置法規則第13条の3第1項各号又は<u>第9項</u>各号に掲げる区分に応じ、・・・・・・、<u>措置法</u>第31条の2第1項又は第3項の規定の適用を認めて差し支えない。	（国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合） 31の2-26 措置法規則第13条の3 <u>第8項</u>第1号イ(1)に規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは・・・・・・。したがって、<u>国土利用計画法</u>第14条第1項の許可の内容と異なる事項を約した売買契約に基づいて買い取られた土地等に係る譲渡所得については、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3 <u>第8項</u>第1号イ(1)に規定する書類の添付がある場合であっても、・・・・・・。 （国土利用計画法の届出をして買い取られる場合） 31の2-27 措置法規則第13条の3 <u>第8項</u>第1号イ(2)に規定する「国土利用計画法第27条の4第1項（同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、・・・・・・、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3 <u>第8項</u>第1号イ(2)に規定する書類の添付がある場合であっても、・・・・・・。 (1) ・・・・・・ (2) ・・・・・・ （「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定） 31の2-28 ・・・・・・又は同項第15号若しくは第16号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3 <u>第10項</u>第2号の規定により税務署長に提出した事業概要書等により行うことに留意する。・・・・・・。 (注) ・・・・・・。 （証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の特例の適用） 31の2-30 ・・・・・・、確定申告書（所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）に措置法規則第13条の3第1項各号又は<u>第8項</u>各号に掲げる区分に応じ、・・・・・・、<u>同法</u>第31条の2第1項又は第3項の規定の適用を認めて差し支えない。

改 正 後	改 正 前
措置法第 3 1 条の 3 《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （権利変換により取得した施設建築物等の一部を取得する権利等の譲渡） 31の 3－17。 (1) (2) (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律によるマンション建替事業に係る権利変換に伴い取得した施行再建マンションに関する権利を取得する権利（当該権利とともに取得した施行再建マンションに係る敷地利用権を含む。）を譲渡（措置法第33条の 3 第 7 項に規定する相続、遺贈又は贈与を含む。）した場合において、. 措置法第 3 3 条 《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係 （権利変換差額等についての収用等の課税の特例） 33－ 6 個人が、第一種市街地再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した変換取得資産（措置法令第22条の 3 第 3 項第 1 号《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する変換取得資産をいう。以下<u>37の 9 の 5－19</u>までにおいて同じ。）若しくは対償取得資産（同条第 2 項に規定する対償取得資産をいう。以下<u>37の 9 の 5－19</u>までにおいて同じ。）又は防災街区整備事業の施行に伴い取得した防災変換取得資産（同条第 6 項に規定する防災変換取得資産をいう。以下<u>37の 9 の 5－19</u>までにおいて同じ。）を有する個人から当該変換取得資産若しくは対償取得資産又は.。 措置法第 3 4 条 《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係	措置法第 3 1 条の 3 《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （権利変換により取得した施設建築物等の一部を取得する権利等の譲渡） 31の 3－17。 (1) (2) (3) マンションの建替えの円滑化等に関する法律によるマンション建替事業に係る権利変換に伴い取得した施行再建マンションに関する権利を取得する権利（当該権利とともに取得した施行再建マンションに係る敷地利用権を含む。）を譲渡（措置法第33条の 3 第 7 項に規定する相続、遺贈又は贈与を含む。）した場合において、. 措置法第 3 3 条 《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係 （権利変換差額等についての収用等の課税の特例） 33－ 6 個人が、第一種市街地再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した変換取得資産（措置法令第22条の 3 第 3 項第 1 号《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する変換取得資産をいう。以下<u>39－ 3</u>までにおいて同じ。）若しくは対償取得資産（同条第 2 項に規定する対償取得資産をいう。以下<u>39－ 3</u>において同じ。）又は防災街区整備事業の施行に伴い取得した防災変換取得資産（同条第 6 項に規定する防災変換取得資産をいう。以下<u>39－ 3</u>までにおいて同じ。）を有する個人から当該変換取得資産若しくは対償取得資産又は.。 措置法第 3 4 条 《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
(代行買収の要件) 34－2。 (1) 買取りをした土地等に相当する換地処分又は権利変換後の換地取得資産(措置法令第22条の3第1項《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する換地取得資産をいう。以下<u>37の9の5－19</u>までにおいて同じ。)又は変換取得資産若しくは防災変換取得資産は、.。 (2)。 (3)。 措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係 (受益者等課税信託の信託財産に属する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られた場合) 34の2－22の2、措置法第34条の2第3項に規定する「一の事業で前項第1号から第3号まで、第6号から第16号まで、第19号、<u>第22号又は第22号の2</u>の買取りに係るものの用に供するために、.。 措置法第35条の2《特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除》関係 (換地処分等により取得した土地等) 35の2－10、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業又は<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>によるマンション建替事業が施行された場合において、.。 措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係	(代行買収の要件) 34－2。 (1) 買取りをした土地等に相当する換地処分又は権利変換後の換地取得資産(措置法令第22条の3第1項《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する換地取得資産をいう。以下<u>39－3</u>において同じ。)又は変換取得資産若しくは防災変換取得資産は、.。 (2)。 (3)。 措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係 (受益者等課税信託の信託財産に属する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られた場合) 34の2－22の2、措置法第34条の2第3項に規定する「一の事業で前項第1号から第3号まで、第6号から第16号まで、第19号<u>又は第22号</u>の買取りに係るものの用に供するために、.。 措置法第35条の2《特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除》関係 (換地処分等により取得した土地等) 35の2－10、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業又は<u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律</u>によるマンション建替事業が施行された場合において、.。 措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(権利変換により取得した施設建築物等の一部を取得する権利等の譲渡) 37-21の4。 (1)又は建築施設の部分につき同法第118条の5第1項《譲受け希望の申出等の撤回》に規定する (2) (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律によるマンション建替事業に係る権利変換に伴い取得した施行再建マンションに関する権利を取得する権利(当該権利とともに取得した施行再建マンションに係る敷地利用権を含む。)を譲渡した場合において、。 措置法第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》関係 (換地処分等により取得した土地等) 37の9の5-19、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律によるマンション建替事業が施行された場合において、。 措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係 (廃 止)	(権利変換により取得した施設建築物等の一部を取得する権利等の譲渡) 37-21の4。 (1)又は建築施設の部分につき都市再開発法第118条の5第1項《譲受け希望の申出等の撤回》に規定する (2) (3) マンションの建替えの円滑化等に関する法律によるマンション建替事業に係る権利変換に伴い取得した施行再建マンションに関する権利を取得する権利(当該権利とともに取得した施行再建マンションに係る敷地利用権を含む。)を譲渡した場合において、。 措置法第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》関係 (換地処分等により取得した土地等) 37の9の5-19、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業又はマンションの建替えの円滑化等に関する法律によるマンション建替事業が施行された場合において、。 措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係 (資産の譲渡に含まれる不動産等の貸付け) 39-2 措置法第39条第1項に規定する譲渡には、譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含むものとする。

改 正 後	改 正 前
(廃 止) (所得税の納税義務の成立の時期) 39－2 措置法令第25条の16第1項第1号《取得費に加算される相続税額の計算》に規定する「当該譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時」とは、・・・・。 (非課税財産がある場合の課税価格) 39－3 措置法令第25条の16第1項第2号に規定する「相続税法第11条の2に規定する課税価格」には、・・・・。 (贈与税額控除額がないものとして計算した相続税額) 39－4 措置法令第25条の16第3項《相続税額の計算》に規定する相続税額は、・・・・。 (1) 納付すべき相続税額がある者 その者の当該相続税額に相続税法第19条<u>《相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額》</u>の規定により控除される贈与税の額を加算した金額 (2) 納付すべき相続税額がない者 <u>相続税法第19条</u>の規定により控除される贈与税の額（その者のものに限る。）がないものとして同法第15条《遺産に係る基礎控除》か	<u>(換地処分等により取得した資産を譲渡した場合)</u> 39－3 措置法第39条第1項の規定は、相続税の課税価格（相続税法第19条《相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額》又は第21条の14《相続時精算課税に係る相続税額》から第21条の18までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額をいう。以下39－11及び39－12において同じ。）の計算の基礎に算入された資産そのものを譲渡した場合に適用があるのであるが、当該課税価格の計算の基礎に算入された資産につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業、土地改良法による土地改良事業、都市再開発法による市街地再開発事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業又はマンションの建替えの円滑化等に関する法律によるマンション建替事業が施行された場合において取得した換地取得資産、変換取得資産、対償取得資産、防災変換取得資産、施行再建マンションに関する権利を取得する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権を譲渡したときも、当該資産又は権利の譲渡は相続税の課税価格の計算の基礎に算入された資産の譲渡に該当するものとする。 (所得税の納税義務の成立の時期) 39－4 措置法令第25条の16第2項第1号《取得費に加算される相続税額の計算》に規定する「当該譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時」とは、・・・・。 (非課税財産がある場合の課税価格) 39－5 措置法令第25条の16第2項第1号イに規定する「相続税法第11条の2に規定する課税価格」には、・・・・。 (贈与税額控除額がないものとして計算した相続税額) 39－6 措置法令第25条の16第1項《相続税額の計算》に規定する相続税額は、・・・・。 (1) 納付すべき相続税額がある者 その者の当該相続税額に相続税法第19条の規定により控除される贈与税の額を加算した金額 (2) 納付すべき相続税額がない者 <u>同条</u>の規定により控除される贈与税の額（その者のものに限る。）がないものとして同法第15条《遺産に係る基礎控除》から第20条の2

改正後	改正前
(廃 止) (相続財産を2以上譲渡した場合の取得費に加算する相続税額) 39－5 相続税の課税価格(相続税法第19条又は第21条の14から第21条の18までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額をいう。39－7において同じ。)の計算の基礎に算入された資産を同一年中に2以上譲渡した場合の措置法令第25条の16第1項の規定により計算される当該譲渡した資産に対応する部分の相続税額は、措置法第39条第8項の規定により当該譲渡した資産ごとに計算するのであるから、たとえ、譲渡した資産のうちに譲渡損失の生じた資産があり、当該譲渡損失の生じた資産に対応する部分の相続税額を当該資産の取得費に加算することができない場合であっても、当該相続税額を他の譲渡資産の取得費に加算することはできないことに留意する。 (相続財産の譲渡につき交換の特例等の適用を受ける場合の相続税額の加算) 39－6 相続税の課税価格の計算の基礎に算入された資産の譲渡につき所得税法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》又は・・・・・・、措置法第39条第1項の	は、当該申告期限)において行うものとする。 (注) 当該納税義務の成立の時前において物納の申請を取り下げた場合の当該物納の申請を取り下げた土地等は、「物納申請中の土地等」には該当しない。 (第二次相続により取得した土地等に第一次相続に係る物納申請中の土地等がある場合等の取扱い) 39－10の2 相続等により財産を取得した個人(以下この項において「第一次相続人」という。)に相続が開始し(以下この項において当該相続を「第二次相続」という。)、当該第二次相続に係る財産を相続等により取得した個人が当該財産を譲渡した場合の措置法第39条第1項の規定の適用において、当該第二次相続に係る財産のうちに次に掲げる土地等があるときには、当該土地等は、措置法令第25条の16第2項第1号ロ(1)及び(2)に規定する土地等には含まれないものとして取り扱う。 (1) 第一次相続人が物納申請していた土地等で、第二次相続開始後、当該物納申請の効力が当該第二次相続に係る相続人等に承継されているもの (2) 第一次相続人が物納申請していた土地等で、第二次相続開始後、当該物納申請の効力が当該第二次相続に係る相続人等に承継され、物納の許可を受けて物納されたもの (土地等以外の資産を2以上譲渡した場合の取得費に加算する相続税額) 39－11 相続税の課税価格の計算の基礎に算入された資産を同一年中に2以上譲渡した場合の措置法令第25条の16第2項の規定により計算される当該譲渡した資産に対応する部分の相続税額は、それぞれの資産ごとに計算するのであるから留意する。したがって、譲渡した資産のうちに譲渡損失の生じた資産があり、当該譲渡損失の生じた資産に対応する部分の相続税額を当該資産の取得費に加算することができない場合であっても、当該相続税額を他の譲渡資産の取得費に加算することはできない。 (土地等以外の資産の譲渡につき交換の特例等の適用を受ける場合の相続税額の加算) 39－12 相続税の課税価格の計算の基礎に算入された土地等以外の資産の譲渡につき所得税法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》又は・・・・・・、第39条第

改正後	改正前
規定により取得費に加算される金額は、措置法令第25条の16第1項第1号に掲げる相続税額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる算式により計算した金額が同項第2号に規定する課税価格のうちに占める割合を乗じて計算した金額による。 (1) (2) (3) (4) (廃 止) (代償金を支払って取得した相続財産を譲渡した場合の取得費加算額の計算) 39－7 代償金を支払って取得した相続財産を譲渡した場合における措置法第39条の規定により譲渡資産の取得費に加算する相続税額については、次の算式により計算するものとする。	1項の規定により取得費に加算される金額は、措置法令第25条の16第2項第2号に規定する確定相続税額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる算式により計算した金額が同号イに規定する課税価格のうちに占める割合を乗じて計算した金額による。 (1) (2) (3) (4) (注) 譲渡した資産が土地等である場合における措置法第39条第1項の規定の適用に当たっては、その取得費に加算される相続税額は相続又は遺贈により取得した土地等に対応する相続税額とされることから、その譲渡について交換の特例等を適用し、譲渡した土地等の一部について譲渡がなかったものとみなされる部分がある場合であっても、上記の取扱いの適用はないことに留意する。 (<u>超過物納がある場合の取得費加算額の計算</u>) 39－13 措置法令第25条の16第2項第1号ロ(1)に規定する「物納した土地等」については、相続税法第41条第1項後段(同法第41条第2項又は第48条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合には、当該土地等のうち同法第41条第1項(同法第45条第2項において準用する場合を含む。)又は第48条の2第1項に規定する納付を困難とする金額に係る部分に限られることから、措置法令第25条の16第2項第1号ロ(2)に規定する「物納申請中の土地等」についても、これと同様となることに留意する。 (代償金を支払って取得した相続財産を譲渡した場合の取得費加算額の計算) 39－14 代償金を支払って取得した相続財産を譲渡した場合における措置法第39条の規定により譲渡資産の取得費に加算する相続税額については、<u>土地等と土地等以外の資産の区分に応じてそれぞれ次の算式により計算するものとする。</u> (1) <u>土地等を譲渡した場合</u>

改 正 後	改 正 前
$\text{確定相続税額} \times \frac{\text{譲渡をした資産の相続税評価額} B - \text{支払代償金} C \times \frac{B}{A+C}}{\text{その者の相続税の課税価格(債務控除前)} A}$ (注) 1 「確定相続税額」とは、措置法令第25条の16第1項第1号に掲げる相続税額をいい、同条第2項に規定する場合にあっては同項の規定による相続税額をいう。 2。	$\text{確定相続税額} \times \frac{\text{相続等により取得した全ての土地等の相続財産評価額} B - \text{支払代償金} C \times \frac{B}{A+C}}{\text{その者の相続税の課税価格(債務控除前)} A}$ (注) 1 相続等により取得した全ての土地等には、措置法令第25条の16第2項第1号ロ(1)及び(2)に規定する土地等は含まれないことに留意する。 2。
(廃 止)	(2) 土地等以外の財産を譲渡した場合 $\text{確定相続税額} \times \frac{\text{譲渡をした資産の相続税評価額} D - \text{支払代償金} C \times \frac{D}{A+C}}{\text{その者の相続税の課税価格(債務控除前)} A}$
(相続税額に異動が生ずる更正であっても再計算をしない場合) 39－8又は当該遅い日を経過した後に行われた当該相続若しくは遺贈に係る相続税の決定に対する<u>修正申告書の提出又は更正があった場合</u>については、措置法令第25条の16第2項の規定の適用はないことに留意する。	(相続税額に異動が生ずる更正であっても再計算をしない場合) 39－15 措置法第39条第1項に規定する資産を譲渡した場合において、当該譲渡の日の属する年分の所得税の確定申告書を提出した後に相続税の申告書の提出期限が到来し、当該提出期限内に当該相続税の申告書の提出により相続税額が確定したため、納税者から同項の規定の適用方について申出があり、かつ、同条第3項に規定する書類の提出があったときは、同条第1項の規定を適用することができる。
(判決等により相続税額が異動した場合) 39－9 相続税についての異議申立に係る決定、審査請求に係る裁決又は判決により、相続税額に異動が生じた場合には、措置法令第25条の16第2項に規定する更正があった場合に準じ、.。	(相続税額に異動が生ずる更正であっても再計算をしない場合) 39－16又は当該遅い日を経過した後に行われた当該相続若しくは遺贈に係る相続税の決定に対する更正については、措置法令第25条の16第3項の規定の適用はないことに留意する。
(取得費に加算すべき相続税額の再計算) 39－10 措置法令第25条の16第2項の規定の適用がある場合又は39－10により同項に規定する更正があった場合に準じて取り扱う場合には、既に措置法第39条第1項の規定	(修正申告等により相続税額が異動した場合) 39－17 相続税についての<u>修正申告書の提出</u>、異議申立に係る決定、審査請求に係る裁決又は判決により、相続税額に異動が生じた場合には、措置法令第25条の16第3項に規定する更正があった場合に準じ、.。
(取得費に加算すべき相続税額の再計算) 39－10 措置法令第25条の16第2項の規定の適用がある場合又は39－10により同項に規定する更正があった場合に準じて取り扱う場合には、既に措置法第39条第1項の規定	(取得費に加算すべき相続税額の再計算) 39－18 措置法令第25条の16第3項の規定の適用がある場合又は39－17により同項に規定する更正があった場合に準じて取り扱う場合には、既に措置法第39条第1項の規定を

改 正 後	改 正 前
を適用して申告をした資産の譲渡に係る譲渡所得について措置法令第25条の16第2項に規定する<u>修正申告又は更正後の相続税額</u>を基礎として取得費に加算すべき金額を再計算するのであるが、・・・・・・。この場合において<u>同法第70条</u>に規定する更正をすることができる期間を超えて更正することはできないことに留意する。 （第二次相続人が第一次相続に係る相続財産を譲渡した場合の取得費加算額の計算） 39-11 ・・・・・・、<u>同条第1項</u>に規定する期間（以下この項において「特例期間」という。）内に相続が開始した場合において（以下この項において当該相続を「第二次相続」という。）、・・・・・・特例対象資産（第一次相続人の相続税の課税価格の計算の基礎に算入された譲渡所得の基因となる資産をいう。以下この項において同じ。）を・・・・・・、第一次相続人が死亡する直前において取得費に加算できる金額（以下この項において「第一次限度額」という。）を第二次相続人が承継しているものとみなして<u>同条第1項</u>の規定を適用して差し支えないものとする。 (1) ・・・・・・。 $\text{譲渡した特例対象資産に係る取得費加算額} = A \times \frac{C}{B}$ (注) 算式中の符号は、次のとおりである。 ・・・・・・。 ・・・・・・ ・・・・・・ Cは、第二次相続に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入された特例対象資産である譲渡資産の価額 (2) ・・・・・・。 (3) ・・・・・・。 （同一銘柄の株式を譲渡した場合の適用関係） 39-12 ・・・・・・。	適用して申告をした資産の譲渡に係る譲渡所得について措置法令第25条の16第3項に規定する更正後の相続税額又は異動後の<u>同条第2項第1号ロの価額の合計額</u>を基礎として取得費に加算すべき金額を再計算するのであるが、・・・・・・。この場合において<u>国税通則法第70条</u>に規定する更正をすることができる期間を超えて更正することはできないことに留意する。 （第二次相続人が第一次相続に係る相続財産を譲渡した場合の取得費加算額の計算） 39-19 ・・・・・・、<u>同項</u>に規定する期間（以下この項において「特例期間」という。）内に相続が開始した場合において（以下この項において当該相続を「第二次相続」という。）、・・・・・・特例対象資産（第一次相続人の相続税の課税価格の計算の基礎に算入された譲渡所得の基因となる資産をいい、<u>物納した土地等及び物納申請中の土地等を除く</u>。以下この項において同じ。）を・・・・・・、第一次相続人が死亡する直前において取得費に加算できる金額（以下この項において「第一次限度額」という。）を第二次相続人が承継しているものとみなして<u>同項</u>の規定を適用して差し支えないものとする。 (1) ・・・・・・。 $\text{譲渡した特例対象資産に係る取得費加算額（当該譲渡した資産が土地等である場合には、第二次相続人が既に特例対象資産である土地等について適用を受けた取得費加算額を控除した金額）} = A \times \frac{C}{B}$ (注) 算式中の符号は、次のとおりである。 ・・・・・・。 ・・・・・・ ・・・・・・ Cは、第二次相続に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入された特例対象資産である譲渡資産の価額（<u>譲渡資産が土地等である場合には、土地等の価額の合計額</u>） (2) ・・・・・・。 (3) ・・・・・・。 （同一銘柄の株式を譲渡した場合の適用関係） 39-20 ・・・・・・。

改正後	改正前
（相続時精算課税適用者の死亡後に特定贈与者が死亡した場合） 39－13 相続時精算課税適用者（相続税法第21条の9第5項に規定する「相続時精算課税適用者」をいう。以下この項において同じ。）の死亡後に当該相続時精算課税適用者に係る特定贈与者（同条第5項に規定する「特定贈与者」をいう。以下この項において同じ。）が死亡した場合において、・・・・・・、当該特定贈与者に係る贈与財産のうち同法第21条の9第3項の規定の適用を受けたもの（以下この項において「相続時精算課税適用資産」という。）を・・・・・・。 なお、この場合における措置法第39条の規定の適用については、当該相続時精算課税適用者の死亡に係る相続税額を先に適用する。ただし、当該承継相続人が当該特定贈与者に係る相続税額を先に適用して申告したときは、その申告を認める。	（相続時精算課税適用者の死亡後に特定贈与者が死亡した場合） 39－21 相続時精算課税適用者（相続税法第21条の9第5項に規定する「相続時精算課税適用者」をいう。以下この項において同じ。）の死亡後に当該相続時精算課税適用者に係る特定贈与者（同項に規定する「特定贈与者」をいう。以下この項において同じ。）が死亡した場合において、・・・・・・、当該特定贈与者に係る贈与財産のうち<u>相続税法</u>第21条の9第3項の規定の適用を受けたもの（以下この項において「相続時精算課税適用資産」という。）を・・・・・・。 なお、この場合の適用関係は次によるものとする。 (1) 措置法第39条の規定の適用については、当該相続時精算課税適用者の死亡に係る相続税額を先に適用する。ただし、当該承継相続人が当該特定贈与者に係る相続税額を先に適用して申告したときは、その申告を認める。 (2) <u>上記(1)の適用にあたっては、39－8の取扱いに準ずるものとする。</u>
（延滞税の計算の基礎となる期間に算入しないこととされる所得税の額） 39－14 措置法第39条第9項に規定する納付すべき所得税の額（相続税法第32条第1項《更正の請求の特則》の規定による更正の請求を行ったことにより措置法第39条第1項の相続税額が減少した場合において、・・・・・・。 (1) ・・・・・・ イ ・・・・・・ ロ 当該他の相続税に係る事由がないものとして計算される「措置法第39条第9項に規定する納付すべき所得税の額」 (2) 「措置法第39条第9項に規定する納付すべき所得税の額」の異動以外の他の所得税に係る事由による所得税の額の異動がある場合 ・・・・・・ イ ・・・・・・ ロ 当該他の所得税に係る事由がないものとして計算される「措置法第39条第9項に規定する納付すべき所得税の額」 (3) ・・・・・・、かつ、「措置法第39条第9項に規定する納付すべき所得税の額」の異動以外の他の所得税に係る事由による所得税の額の異動がある場合 ・・・・・・ イ ・・・・・・ ロ 当該他の相続税に係る事由及び当該他の所得税に係る事由がないものとして計算される「措置法第39条第9項に規定する納付すべき所得税の額」	（延滞税の計算の基礎となる期間に算入しないこととされる所得税の額） 39－22 措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額（相続税法第32条第1項《更正の請求の特則》の規定による更正の請求を行ったことにより措置法第39条第1項の相続税額が減少した場合において、・・・・・・。 (1) ・・・・・・ イ ・・・・・・ ロ 当該他の相続税に係る事由がないものとして計算される「措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額」 (2) 「措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額」の異動以外の他の所得税に係る事由による所得税の額の異動がある場合 ・・・・・・ イ ・・・・・・ ロ 当該他の所得税に係る事由がないものとして計算される「措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額」 (3) ・・・・・・、かつ、「措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額」の異動以外の他の所得税に係る事由による所得税の額の異動がある場合 ・・・・・・ イ ・・・・・・ ロ 当該他の相続税に係る事由及び当該他の所得税に係る事由がないものとして計算される「措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額」

改 正 後	改 正 前
措置法第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係 (土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡) 41の5－8。 (1)又は建築施設の部分につき同法第118条の5第1項《譲受け希望の申出等の撤回》に規定する (2) (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律によるマンション建替事業に係る権利変換に伴い 附 則 (経過期的取扱い…改正通達の適用時期(1)) <u>この通達による「第2『租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて』（法令解釈通達）」の改正後の31・32共－4の取扱いは、平成28年分以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については、なお従前の例による。</u> (経過期的取扱い…改正通達の適用時期(2)) <u>この通達による「第2『租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて』（法令解釈通達）」の改正後の措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係の取扱いは、平成27年1月1日以後に開始した相続又は遺贈（死因贈与を含む。以下この項において同じ。）による財産（措置法第39条第1項に規定する財産をいう。）の取得をする場合における同項に規定する資産の譲渡について適用し、同日前に開始した相続又は遺贈による財産（所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）による改正前の措置法第39条第1項に規定する財産をいう。）の取得をした場合における同項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。</u>	措置法第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係 (土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡) 41の5－8。 (1)又は建築施設の部分につき都市再開発法第118条の5第1項《譲受け希望の申出等の撤回》に規定する (2) (3) マンションの建替えの円滑化等に関する法律によるマンション建替事業に係る権利変換に伴い (新 設) (新 設) (新 設)